

昭和二十五年二月十四日受理
答 弁 第 二 八 号

(質問の 二八)

内閣衆質第一七号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員床次徳二君提出十四歳未満の者の犯罪又は虞犯少年の取扱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員床次徳二君提出十四歳未満の者の犯罪又は虞犯少年の取扱に関する質問に対する答弁書

十四歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年又は刑罰法令に触れる虞のある少年の取扱は児童福祉法第二十七條及び第二十七條の二により万全の措置を講じているが、その対策は次のようなものである。

一 該当児童の増加及び事犯内容の悪質化については、その予防策の重要性が第一であり、児童福祉司、児童委員、青少年問題対策協議会、児童福祉審議会及び関係各庁の協力の下に不良化防止及び早期発見についての各般の啓発、調査がなされ、子供クラブの設置、優良文化財の推薦、児童厚生施設の設置等の運動が全国的に推進されているのである。

二 第二に、すでに不良化した児童につき、教護院、養護施設等に收容保護を要するものについては、昭和二十五年度に教護院の新築一箇所増築二十三箇所定員九四〇名を予定する外、既存施設の整備拡充を計画している。又、この中特に悪質な児童については、児童福祉法第二十七條二により家庭裁判所の審判に従い強制措置をとり得るのであるが、これについては、昭和二十四年度において国立教護院及び全国

十箇所を選び、この強制措置をとり得る施設を指定し、昭和二十四年度において三箇所設置、昭和二十五年に於いて九箇所(予定)の特別観護室(二四〇名定員)を増築し、逃亡等の事故を防ぎ科学的教護を行ふよう万全を期し、施設拡張に併せて教護職員の再教育も行い收容兒童の福祉増進に努めている。

右答弁する。